

# 《 補 足 説 明 書 》

徳島県県土整備部営繕課

委 託 業 務 名 R 4 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場解体設計業務

別途発注委託業務 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築基本設計業務

- ・本業務は、重点調査制度の（対象業務・対象外業務）である。

## 1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

## 2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前（休日・入札開始日を除く）の正午までに、書面により営繕課に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 営繕課 住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
電 話 088-621-2608  
ファクシミリ 088-621-2929  
電子メール eizenka@pref.tokushima.jp

（※）質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

## 3 注意事項

- ・契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

・委託契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を2部を直ちに提出すること。

## 4 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

## 5 成績評定の選択制

当初業務委託料（税込み）が50万円を超え500万円未満の建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（建築）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が50万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

## 6 営繕積算システム（RIBC）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（RIBC）の内訳書数量入力システムLITEの利用料を含んでいる。

## 7 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計委託金額に含まれている。

## シーリング材種判定及びP C B含有分析の要否判定要領書

この要領書は、P C B含有の可能性のあるシーリング材について適用する。よって、以下の場合を除く。

- 1)ポリサルファイド系シーリング材でないことが明らかな場合
- 2)1973年以降に製造されたポリサルファイド系シーリング材である場合

## 1 サンプル採取

## ・採取手順

- 1) シーリング材を採取する部位は、建物などを事前に確認して、部材が異なる目地からそれぞれ1ヶ所採取する。具体的な採取箇所については、監督員と協議のうえ、防水性に影響の少ない箇所とすること。
- 2) 採取作業は、シーリング材等が散逸することのないよう注意して行う。
- 3) シーリング材は、目地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切除し、ただちにポリエチレン製の袋に保管し、No.、採取場所を記入する。1つのポリエチレン製の袋には、1サンプルのみを入れることとする。
- 4) カッターナイフの刃は、サンプル採取の度ごとに更新して新しい部分を使用する。
- 5) 切除した部分は、必要に応じ補修する。補修材料は、原則としてMS-1（1成分形変成シリコン系高モジュラスタイプ）を使用することとするが、監督員と協議のうえ決定すること。

## 2 作業時の注意事項

- 1) 皮膚との接触を避けるため保護手袋を着用する。
- 2) 万一、口に入ることがないように保護マスクを着用する。
- 3) 休憩時及び作業終了時には必ず手洗いをを行う。
- 4) 作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物は、サンプリング残渣と他のゴミに分別し、サンプリング残渣はポリエチレン製の袋等に入れ、建物所有者に渡す。

## 3 採取したサンプルは、ただちに別添依頼書とともに日本シーリング材工業会の事務局に送付する。

依頼先：日本シーリング材工業会 事務局

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5 翔和須田町ビル

電話 03-3255-2841 FAX 03-3255-2183

判定に要する期間：サンプル到着後、1～2週間

判定に要する費用：8ピースまで3,500円（以降8ピースごとに1,500円加算）

## 4 日本シーリング材工業会からの「シーリング材種判定及びP C B含有分析の要否判定報告書」を、成果品として提出すること。

P C B含有分析「要」と判定され返送されたサンプルについては、ただちに専門の分析機関へ送付し、P C B含有率分析試験を依頼すること。なお、分析試験依頼については変更対象とする。